1　処分をした年月日　平成26年６月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新潟トランシス株式会社　山下　　豊　東京都千代田区有楽町１―12―１（新有楽町ビル２階）　国土交通大臣許可（般・特―24）第20000号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年５月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年７月 10 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年６月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　住友不動産リフォーム株式会社　中野　　誠　東京都新宿区西新宿２―６―１　国土交通大臣許可（特―23）第21911号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年５月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年７月 10 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年６月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社パルコスペースシステムズ　今枝　立視　東京都渋谷区神泉町８―16　国土交通大臣許可（般・特―22）第5918号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、左官工事業及び鋼構造物工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年５月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年７月 10 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年６月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社日本製鋼所　佐藤　育男　東京都品川区大崎１―11―１　国土交通大臣許可（般・特―24）第8630号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年５月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年７月 10 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年６月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＴＥＣ　細谷　正道　東京都中野区弥生町４―７―８　国土交通大臣許可（特―24）第4813号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年５月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年７月 10 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年６月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　バウムハウス株式会社　飯島　　靖　東京都港区港南１―７―18　国土交通大臣許可（般―21）第23115号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年５月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年７月 10 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年６月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社シーイーテック　村井　良行　東京都中央区日本橋小伝馬町４―１　国土交通大臣許可（般・特―22）第23762号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年５月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４１１号
大阪府河内長野市栄町23番70号
債務者　森　　督夫
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１５１号
神奈川県伊勢原市桜台３丁目12番３―301号、前住所神奈川県伊勢原市池端513番地の１エーデルハイム204号
債務者　増田　正樹
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１９２号
神奈川県平塚市田村８丁目22番13―202号　アムールメゾン
債務者　荒川　保司
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１３７号
長崎県長崎市つつじが丘４丁目16番15号　扇コーポＡ号
債務者　一ノ瀬　司
1　決定年月日時　平成26年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係